社会保険等未加入対策に関するQ&A

◆建設業者向け◆

- Q1 社会保険等の未加入者とは何か。
- A1 ○健康保険法第48条の規定による届出の義務
 - ○厚生年金保険法第27条の規定による届出の義務
 - ○雇用保険法第7条の規定による届出の義務

以上の届出義務のある事業所にもかかわらず届出を行っていない事業所をいいます。

Q2 三重県における社会保険等未加入対策の取組内容は。

A 2

I 入札参加者に対する取組

【平成28年4月1日以降公告にかかる工事】

入札参加申請者の経営規模等評価結果データにより社会保険等の加入 状況を入札前に審査しています。

Ⅱ 元請業者に対する取組

【平成27年10月1日以降公告にかかる工事】

適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者(建設業許可を有する者。以下同じ。)と一次下請契約を締結することを禁止しています。

【平成29年10月1日以降公告にかかる工事】

下請契約を締結する工事において、適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人に出来ないこととします。

- Q3 下請となる建設業者が社会保険等に加入しているかどうかは、どのよう に確認を行えば良いか。
- A 3 社会保険等に加入しているかの確認方法の一例として下記の方法があります。なお、「適用除外」は、労働者の就業形態等によって適用除外とならない場合もあることから、元請負人は、年金事務所やハローワークに適用除外となる要件を確認した上で判断してください。

【確認方法の一例】

- ・有効期間内にある経営規模等評価結果通知書 「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加 入の有無」が、「有」又は「除外」となっていること
- ・健康保険又は厚生年金保険

「領収証書」、「社会保険料納入証明(申請)書」

「資格取得確認および標準報酬決定通知書」

「健康保険・厚生年金保険新規適用届」(年金事務所の受付印のあるもの)

·雇用保険

「領収済通知書」及び「労働保険 概算・確定保険料申告書」

「雇用保険被保険者資格取得等通知書(事業主通知用)」

「雇用保険適用事業所設置届」(ハローワークの受付印のあるもの)

- Q4 社会保険等への加入が適用除外となる業者まで排除されてしまうのか。
- A 4 社会保険等の加入が義務付けられていない業者については、入札への参加や、下請契約の相手方としては排除されません。
- Q5 社会保険等への加入が適用除外となる業者の条件は何か。
- A 5 健康保険及び厚生年金保険については、一人親方や、常時雇用の従業員が5人未満である個人事業主の加入義務はありません。

また、雇用保険については、一人親方である場合は、加入義務はありません。

なお、一人親方や、常時雇用の従業員等の考え方については、その働き 方によって総合的に判断されますので、詳細な内容は年金事務所などに確 認願います。

- Q6 工事を行うにあたり、社会保険等に未加入の下請負人でなければ施工できない場合は、その未加入である建設業者と下請契約を締結してもよいか。
- A 6 国土交通省において、発注者が「特別な事情」を有すると認めた場合であれば、発注者が指定する期間内に社会保険等に加入することを条件に下請契約を結ぶことを認めています。したがって、当該建設業者は最終的には社会保険等に加入することになります。

三重県では、下請負人となる建設業者については、事前に社会保険等の加入手続きを行ったうえで、下請契約を締結していただくこととします。

- Q7 下請負人が、建設業許可を有しない者の場合においても、その者との契約が禁止されるのか。
- A 7 三重県では、下請契約を締結する工事において、「適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者(建設業許可を有する者)を下請負人としないもの」とします。

したがって、建設業許可を有しない下請負人については、契約上の禁止 事項ではありませんが、元請業者においては、建設産業の持続的発展に必 要な人材の確保等の観点から、加入指導をお願いします。

- Q8 社会保険等に未加入である建設業者が下請負人であった場合に元請業者 に課せられる措置は、どのような内容か。
- A 8 社会保険等に未加入である建設業者が下請負人であることが確認された場合、元請業者は契約違反となり、資格(指名)停止措置の対象となる場合があります。

なお、資格(指名)停止措置の対象となった場合、工事成績点の減点措置も併せて行うこととします。

- Q9 当初は、社会保険等に「加入」として施工体制台帳・再下請負通知書(以下、施工体制台帳等という。)が提出されたが、その後において、下請負人が社会保険等未加入業者であったことが判明した場合はどうなるのか。
- A 9 元請業者が施工体制台帳作成時・再下請負通知書受理時に下請負人となる建設業者の社会保険等の加入状況をどのように確認したのか調査を行うこととします。

その調査により、故意に施工体制台帳等に虚偽の記載を行ったことが判明した場合は、当該業者は施工体制台帳等の虚偽記載に基づく処分の対象となる場合があります。

- Q10 事業所としての社会保険等の加入状況を確認するのか、それとも個々の労働者の加入状況を確認するのか。
- A 1 0 今回の取組は、健康保険法・厚生年金保険法・雇用保険法に基づき、 加入義務のある事業所が加入していることを確認するものであり、個々の 労働者まで確認を行うものではありません。

なお、個々の労働者も各保険に加入義務があるものについては、適切に 加入する必要があります。

- Q11 今回の未加入者対策には"警備会社"も含まれるのか。
- A 1 1 建設工事の請負契約に該当しない資材納入や調査業務、運搬業務などにかかる者については、建設業法上は施工体制台帳への記載の必要はありません。ただし、三重県では共通仕様書において、元請業者と直接契約締結をする警備業者は記載する取扱いをしております。

今回の未加入対策については建設業者を対象としているため、警備業者 は対象外となります。